

## いま改めて司法の独立を考える

第53回司法制度研究会から

## ◆特集にあたって

二〇一三年一月二三日、第五三回司法制度研究会が主婦会館プラザエフ(東京・四谷)にてリアル・オンライン併用で開催された。主催は日本民主法律家協会、共催は青年法律家協会弁護士学者合同部会、自由法曹団とし、協賛は全司法労働組合。当日は、リアルで五五名、オンラインで七七名の合計一三二名の参加を得た。

司法をめぐる「病理」の分析については、これまでの司研集会で取り上げてきた。それは、司法が国や大企業の権力に追随しお墨付きを与えるだけの機関となっていることをあらためたいという切実な要望を受けてであった。こうした病理の一つに「司法の独立」の侵害が挙げられる。本来、司法(裁判所)には、内閣や国会から独立して、抑制と均衡のもとに、権力の濫用や暴走を防ぎ、国民の権利と自由を保障する筈となることが期待されている。

しかし、司法を担う裁判所とりわけ最高裁判所が、行政と癒着し、社会のあり方をゆがめている実態が、近時、明らかになった。今回の司研集会では、この実例を取り上げて、「司法の独立」の側面から、あらためて討議することとした。

その事例の一つは、「大阪空港訴訟」最高裁判決(一九八一年)を前に、法務省の意向を受けた元最高裁判官村上朝一氏から最高裁へなされた裁判介入である。当時最高裁判事を務めていた團藤重光氏のノートから、この経緯が明らかになった。佐藤岩夫東大特任教授は、この介入の背景には司法における統治機構の一部としての意識の強さがある指摘し、この変革のためにはジェンダーや職業的背景の多様性を拡

大すべきと説く。本訴訟の代理人を務めた松森彬弁護士は、不当な介入には弁護士や市民が声をあげることが大切だと強調する。

事例の二つ目は、最高裁判事と巨大ローファームとの癒着の問題である。最高裁判事に任命される弁護士の所属先あるいは退職後の再就職先が巨大ローファームである傾向が見られる。巨大ローファームは、企業法務に特化した法務活動を行い、それだけに経済界、さらに政官界との関係も深い。ジャーナリストの後藤秀典氏は、最高裁、国、東電、巨大ローファームの「蜜月」の実態を明らかにした。また、原発訴訟の代理人の南雲芳夫弁護士は、原発訴訟最高裁判決の問題点とその審理の中で提出された元最高裁判事の意見書の問題点を解説した。

事例の三つ目は、国鉄分割民営化を推進する政府が、国鉄法務部に最高裁判調査官を事実上出向させ、政府・国鉄・司法が一体となって大量人員削減プラン(国鉄改革法)を作っていた問題である。鶴飼良昭弁護士は、政府・国鉄・裁判所が一体となって国家的な不当労働行為が推進された実態について明らかにした。

こうした司法の独立の未確立・脆弱化の理由については、日民協司法制度委員会委員長の新屋達之福岡大教授は、明治期以降の歴史的経緯や日本における公私概念にさかのぼって分析を加えている。

司法の独立をはじめとする「病理」については、これまでの司研集会で継続して取り上げてきた。あとは根治のための「処方箋」づくりであるとの発言もあった。今特集を踏まえて、あらためて司法の独立をめぐる問題点の理解を深めるとともに、今後、司法をどう「再生」させるか、どのような改革案がありうるかについて検討し、行動に移していきたい。